

5 8 畜産経営環境保全施設に係る融資制度及びリース事業の概要

(平成25年3月末現在)

資金名	貸付対象事業	貸付限度額		貸付利率	償還期限
農業経営基盤強化資金	畜舎、たい肥舎等施設、畜産環境保全林、農機具及び運搬用器具	個人 法人	30,000万円 100,000万円	0～1.1% 国の無利子化措置の対象となる場合あり	25年以内 (据置10年以内)
農業近代化資金	農業公害防止のための施設、機械器具	個人施設	個人 1,800万円 法人、農業を営む任意団体など 20,000万円	0～1.1% 県の特例適用要件に該当するものは、無利子化措置の対象となる場合あり。	7～15年以内 (据置2～7年以内)
		共同利用施設	農協等 150,000万円 農業参入法人 15,000万円	1.1%	10～20年以内 (据置2～7年以内)
農業改良資金	農業生産に伴う生産環境の悪化を防止するための新たな技術を導入する場合に必要な施設	農業者及び認定中小企業者(個人) 5,000万円 法人等及び認定中小企業者(団体) 15,000万円		0%	10～12年以内 (据置3～5年以内)
畜産経営環境調和推進資金	家畜排せつ物の管理の適正化、利用の促進のために必要な施設、機械等の整備	処理高度化施設整備計画、いずれか低い額 自己負担の8割(特認9割) 個人 3,500万円 (特認1億2,000万円) 法人 7,000万円(特認4億円) 共同利用施設整備計画 自己負担の8割		(処理高度化) 補助 1.2% 非補助 1.2% (共同利用) 1.2%	20年 (据置3年) 利用料、出資金に係るもの 15年 (据置3年)
畜産高度化支援リース事業	たい肥舎、たい肥発酵装置、たい肥切返機、浄化装置、液肥化装置、たい肥調整・保管施設、たい肥運搬・散布機等	リース(補助無、1/2補助付)		1.0% 下記の者は、0.5% ・認定農業者 ・旧1/2補助付きリースの対象施設等を借り受ける者 ・申請額が2百万以上で、過去に借受実績のある者 ・口蹄疫又は自然災害等の発生により深刻な影響を受けた者	法定耐用年数以内で、機械装置別に定める。